

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 28） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 50）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は 7%）が選択適用できる。 《要望の内容》 企業の生産性向上投資を促す中小企業経営強化税制を、成長志向の企業のさらなる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、メリハリをつけ、インセンティブの強化を行う。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		国土交通省物流・自動車局自動車整備課 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課 国土交通省海事局内航課 国土交通省海事局船舶産業課 国土交通省港湾局港湾経済課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、 中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を

			行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和 7 年度 2 年間の延長(令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長) 100 億円企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設
8	適用又は延長期間		令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 15 道路交通の安全性を確保・向上する 施策目標 17 自動車の安全性を高める 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上性、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること

			を目的とする。 ○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築 デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100 億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高 10 億円を目指す成長志向の中小企業 や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 ○中小企業庁 KPI として設定した、労働生産性 5 年で 15% 向上（令和 7 年度比として、令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間） なお、税制の延長期間の最終年度において達成すべき目標値を令和 7 年度（2025 年度）比で令和 10 年度までに 9% 向上と設定する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者は特別償却又は税額控除による税負担の軽減を受けることができるため、設備投資に伴う資金負担が軽減される。 これにより、中小企業者等による生産性向上に資する設備投資が促進され、従業員一人当たりの設備装備の充実や設備の高度化が図られる。 その結果、資本装備率の向上を通じて労働生産性が向上し、中小企業の成長力及び競争力の強化につながる。 さらに、中小企業者等の成長を通じて地域経済の活性化や雇用の維持・拡大に寄与することから、本措置は政策目的である中小企業者等の設備投資促進及び成長の底上げに資するものである。

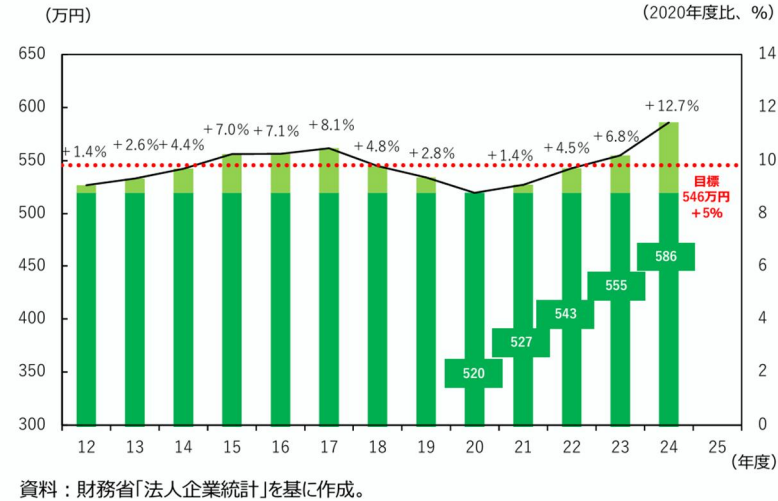
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和 3 年度:16,266 件 令和 4 年度:14,973 件 令和 5 年度:13,609 件 令和 6 年度:12,891 件 令和 7 年度:12,930 件 税額控除 令和 3 年度:7,653 件 令和 4 年度:7,596 件 令和 5 年度:7,569 件 令和 6 年度:7,667 件 令和 7 年度:7,690 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 8 年度:12,968 件 令和 9 年度:13,007 件 令和 10 年度:13,046 件 税額控除 令和 8 年度:7,713 件 令和 9 年度:7,736 件 令和 10 年度:7,759 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 5 年度から令和 7 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、0.3%。今後、令和 6 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 4 年度:16.9% 令和 5 年度:17.2%(前年比 0.3%ポイント) 令和 6 年度:17.1%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 7 年度:17.8%(前年比 0.7%ポイント) 平均 0.3%ポイント ※令和 9 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 上記記載の通り。
----	------	-------	---

	②: 適用額	○実績 特別償却 令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円 令和 5 年度:4,810 億円 令和 6 年度:4,792 億円 令和 7 年度:4,806 億円 税額控除 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:131 億円 令和 6 年度:138 億円 令和 7 年度:138 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 7 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 8 年度:4,821 億円 令和 9 年度:4,835 億円 令和 10 年度:4,850 億円 税額控除 令和 8 年度:138 億円 令和 9 年度:138 億円 令和 10 年度:139 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算出。 【算定根拠】 上記記載の通り。
	③: 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:726 億円 令和 6 年度:720 億円 令和 7 年度:722 億円 税額控除 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:131 億円

			令和 6 年度:138 億円 令和 7 年度:138 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和 7 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:54 億円 令和 5 年度:51 億円 令和 6 年度:50 億円 令和 7 年度:50 億円 税額控除 令和 3 年度:8 億円 令和 4 年度:8 億円 令和 5 年度:9 億円 令和 6 年度:10 億円 令和 7 年度:10 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率 7%をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 税額控除 令和 3 年度:469 億円 令和 4 年度:480 億円 令和 5 年度:460 億円 令和 6 年度:459 億円 令和 7 年度:460 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(7%)をかけて算 出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 8 年度:724 億円 令和 9 年度:726 億円 令和 10 年度:728 億円 税額控除 令和 8 年度:138 億円 令和 9 年度:139 億円 令和 10 年度:139 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 6 年度と同程度の実績を見込んで算
--	--	--	---

		出。 ●法人住民税 特別償却 令和 8 年度:50 億円 令和 9 年度:50 億円 令和 10 年度:51 億円 税額控除 令和 8 年度:10 億円 令和 9 年度:10 億円 令和 10 年度:10 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 8 年度:462 億円 令和 9 年度:463 億円 令和 10 年度:466 億円 ※実績と同様に算出。
		【算定根拠】 上記記載の通り。
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 前回の事前評価においては、「労働生産性を 2020 年度比で 5%向上させる」ことを達成目標として設定していた。 財務省「法人企業統計」を基に算出した中小企業の労働生産性は、2020 年度の 520 万円から 2024 年度には 586 万円となり、2020 年度比で 12.7%向上している。このため、前回評価時に設定した達成目標である「2020 年度比 5%向上」(546 万円)については既に達成していることが確認できる。 また、本特例措置は、生産性向上に資する設備投資に対して税制上の支援を講じることにより、中小企業者等の設備投資を後押しするものである。実際に、本制度の利用企業では、非利用企業と比較して資本装備率及び労働生産性の向上が確認されており、本特例措置が設備投資を通じて労働生産性の向上に寄与していることが認められる。したがって、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であったと評価している。 なお、労働生産性の将来的な見込みについては、中小企業庁 KPI として、2025 年度比で 2030 年度までに労働生産性を 15%向上させる目標を設定しているところである。 このため、本評価では、中小企業庁 KPI の達成に向けて労働生産性が継続的に向上することを見込み、本特例措置による生産性向上設備への投資促進を通じて、その達成に寄与するものと考えている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
(参考文献): 中小企業庁 HP_中小企業政策の新たな KPI の設定について
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/044/dl/003.pdf>

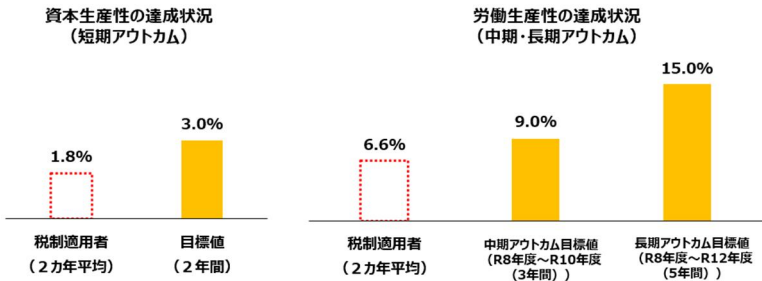


《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

中小企業経営強化税制の適用を受けた事業者については、税制非適用者と比較して設備投資が促進され、資本生産性及び労働生産性の向上が確認されている。

具体的には、税制適用者の資本生産性の伸び率は、2年間平均で1.8%となっており、税制非適用者の0.7%を上回っている。また、労働生産性についても、税制適用者の2年間平均は6.6%となっており、制度が目標としている中期アウトカム(3年間累計9%)及び長期アウトカム(5年間累計15%)の達成に向けて一定の改善効果が確認されている。

このように、本税制は中小企業者等による生産性向上に資する設備投資を後押し、資本装備の高度化や労働生産性の向上を通じて、租



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1 資本生産性=付加価値額/有形固定資産
※2 付加価値額=営業利益+人件費+支払利息等+賃借費+租税公課
※3 労働生産性=付加価値額/従業員数
※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N=217、令和4年度：N=256)
※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度：N=216、令和4年度：N=255)

			税制適用者と税制非適用者における 資本生産性の向上率 <table><tr><th>税制適用状況</th><th>資本生産性の向上率</th></tr><tr><td>税制非適用者</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>税制適用者</td><td>1.8%</td></tr></table> (出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。 ※1 資本生産性＝付加価値額／有形固定資産 ※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課 ※3 税制適用者は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2カ年平均としている。(令和5年度：N＝217、令和4年度：N＝256) ※4 税制非適用者は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の売上高の第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和5年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出している。(N＝1,171)	税制適用状況	資本生産性の向上率	税制非適用者	0.7%	税制適用者	1.8%
税制適用状況	資本生産性の向上率								
税制非適用者	0.7%								
税制適用者	1.8%								
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、令和6年度適用件数として20,558件の活用がされている税制であり、多くの事業者にとって、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなっている。						
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、いずれも中小企業者等の設備投資を促進し、生産性向上を図ることを目的としているが、政策上担う役割は異なる。						

			中小企業投資促進税制は、計画認定を要件とせず幅広い設備投資を対象とすることにより、中小企業者等による設備投資全般を下支えし、設備投資の裾野拡大を担う措置である。 一方、中小企業経営強化税制は、経営力向上計画の認定を受けた事業者による生産性向上設備等への投資を対象としており、経営課題の解決や付加価値向上に資する質の高い設備投資を重点的に促進する措置である。特に、工業会証明や投資計画確認等を通じて、生産性向上又は収益力強化に資する設備に対象を限定している点に特徴がある。 このため、中小企業投資促進税制が設備投資の「量」の確保を通じて中小企業全体の生産性向上を支える措置であるのに対し、中小企業経営強化税制は生産性向上効果の高い設備投資への重点的な支援を通じて、中小企業者等の経営力向上を実現する措置として位置付けられる。両制度は相互補完的に機能することで、労働生産性向上という共通の政策目的の実現に寄与している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 6 年 8 月